

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年2月19日
新宿区議会

辻山座長 それでは、時間ですので、始めさせていただきます。

あざみ委員はやがてお見えになる。

それから、きょうは久保委員が欠席ということで、山田委員もちょっと遅くなるという連絡が入っていますということで、始めたいと思います。

では、最初に事務局から配付資料等の説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から配付資料の御説明をさせていただきます。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、お配りしている配付資料ですが、資料1が検討連絡会議委員の役割分担ということで、それぞれの作業を行う検討チームの分担表になっております。

条例骨子案の検討作業チームのところの議会委員のところのお名前が入っておりませんが、後ほど根本副座長から御報告いただきたいと思っております。

続きまして、資料2、骨子案検討シートということで、これから検討連絡会議のその作業チームが骨子案の検討を行う際に、利用していただく統一のフォーマットになっております。このシートにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

それから、資料3が条例に盛り込むべき事項 三者案検討課題及び決定事項ということで、最後のその他のところが主に前回議論された中身になっております。前回の検討連絡会議の会議の内容をこちらのほうに反映させていただいております。

続きまして、資料4が条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台）ということで、区分E、住民参加の仕組みのところのたたき台のシートをお配りしております。

そして、資料5が条例に盛り込むべき事項 三者案比較表ということで、今までこの表側の色の部分が、青い帳票、のものが2つの様式を使っていましたので、それぞれ色で帳票がわかるようにということで、今回から表側の色を黄色ということにさせていただきました。

そして、最後に資料6が検討連絡会議の開催概要、第25回ということで、前回の概要になっております。

資料の説明は以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入ろうと思っておりますが、既にお配りされている次第によりますと、大きく分けてきょうは2つです。

最初の1つはさまざまな段取りといいましょうか、各作業内容の確認とその分担についてということで、今に説明のあった検討作業チーム、それから区民等議会の準備会、区民アンケートの進め方ということについて、最初に議論をしていただくと。2番目に大きく住民参加の仕組みについて、区分Eを議論して、そろそろ作業チームに手渡すというようなことを考えていきたいと思っております。

では、最初に(1)について、作業内容の確認と分担、これをやりますけれども、まず最初に資料1について、事務局からこれは説明していただけるのかな。

事務局 それでは、事務局から資料1について御説明させていただきます。

役割分担表ですが、大きく分けまして、それぞれの分担が3つということになっております。

まず、(仮称)条例骨子案検討作業チームということで、こちらは名称につきましても後ほど御検討いただきたいと思うんですが、一応こちらの作業チームは区長、議長の協議書で、それぞれこの検討連絡会議についての規定とか定めているんですが、そういう協議書の設置機関ではないということで、検討連絡会議の下部組織ではないという位置づけにさせていただいております。

中身については、後ほど副座長のほうから御説明いただきますけれども、メンバー構成としましては、当面区分Aを行う担当としまして、区民代表委員としまして高野委員、井上委員、そして区職員委員では藤牧委員、木全委員が担当していただきます。

続いて、区分Bを当面担うということで、区民代表委員が土屋委員、樋口委員、区職員委員が佐藤委員、折戸委員が担当していただきます。

そして、当面区分Eを担うということで、区民代表委員が野尻委員、斉藤委員、そして区職員委員が加賀美委員、中澤委員ということになっております。

それぞれの作業チームなんですけれども、その作業チーム内には事務局は設置しないということで、日程等、会議運営につきましては、それぞれメンバーの自主運営とさせていただきます。

後ほど本日の会議終了後、それぞれの日程調整をしていただいて、会議室等の確保をしていただきたいと思います。

次に、区民討議会準備会ということで、これまで区民討議会、運営会という呼び方をしておりましたが、区民検討会議の中に運営会という組織がございますので、それと名称が類似しているということで、区民討議会準備会という名前にさせていただきました。こちらのほうも検討連絡会議の下部組織という位置づけにはしておりません。

それぞれ担当の委員ですが、区民代表委員としまして高野委員、野尻委員、区議会委員としまして根本委員、山田委員、区職員委員としまして中澤委員、佐藤委員で担当していただきます。

それ以外に、実際に委託業者が決まったところで、その業者からの学識経験者と経験者をこのメンバーに構成に加えさせていただきたいと思っています。一応マスの4つありますけれども、4名に確定しているということではございません。

実際の作業、当日の作業、それから準備会の運営、進行につきましては、基本的にはその受託業者が実施するということになります。

続きまして、(仮称)区民アンケート作問検討会ということで、区民アンケートを実施するに当たり、その調査の大綱を検討し、作問の方向性を定め、検討連絡会議に諮るという作業内容になっております。

メンバー構成としましては、区民代表委員としまして土屋委員、佐藤委員、区議会委員としまして小松委員、あざみ委員、区職員委員としまして加賀美委員、折戸委員のほうで担当していただきます。

昨日の副座長会の中で、この実施主体につきまして、議論した結果、検討連絡会議がこちらの実施主体になるということで、後ほどこれにつきましては、また副座長のほうから御説明いただき、検討連絡会議で御検討いただきたいというふうに思います。

資料1の説明につきましては、以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

では、この空白の部分は後で紹介して、先にやってもらいますか、後でいいですか。

根本委員 骨子案検討作業チームの区議会委員というところが空白になってしまってますみませんでした。

申し上げますので、書いてもらえますでしょうか。

一番上の当面区分Aを担うというところは、小松委員とあざみ委員でございます。

それから、当面区分Bを担うというところは、私根本と久保委員でございます。

それから、当面区分Eを担うという一番下は、山田委員と佐原委員ということでございます。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

これで埋まりましたが、ちょっと先ほどありましたように、このチームの名称ですが、条例骨子案検討作業チームというちょっと長いかなとも思いますけれども、これはどうですか。このままで、何かこれは不都合みたいなことは出ているの、バッティングとか、同じような名前の方がありますよとか。

事務局 こちらの名称につきましては、特に不都合が生じているわけではございません。たたき台の検討という言い方をしていたんですけれども、たたき台自体がこれから検討連絡会議の中でも、一度全体で議論するという経過になりましたので、あえて骨子案検討という形で、たたき台という言葉は使わない作業チームの名前にさせていただきました。

辻山座長 なるほど、よろしいですか。

それでは、そういう検討作業チームということはいこうということにいたしましょう。

次に、今度は作業内容ですけれども、副座長会で検討されたというふうに事務局から報告を受けておりますけれども、お願いいたします。

高野委員 作業の流れとしては、まずお手元の黄色いこのところで、三者の案が出てきて、それでまず比較をして、それから今までの作業の説明ですが、このブルーのラインのところ、これを事務局で整理していくという流れをします。その中で討議し合って、その結果として三者案の検討課題及び決定事項というところで、ここまで今まで同じ作業です。

そこまでして、これを整理する意味で、お手元の資料2の骨子案検討シートということになりまして、それでこの検討シートは検討した日付を書いていると。そうすると、作業して整理した

日にちだと、検討した日にちが不明確でわかりにくいので、一応これは検討した日にちを書いて
いると。それと、あと上のように区分にかえてその項目を書いているという形です。

それで、ここでは三者案調整たたき台ということで、このブルーのこのものがまず一番上の
のところに出てきます。そうすると、この話がどういうぐあいに移っていったのかということ
ここに記していくというやり方で考えます。

そうすると、2番目はこの下の3番目のところでいろいろな説明、どういう話があった。こう
だった、ああだったということを経過を書いていくことによって、将来的というか、逐条解說的
なところも書き込むことができるのではないかと。そして、それで決められた骨子案として盛り
込むべき項目を のところを書いていただく。

それで、それは結論が出ればいいんですけども、例えば作業チームが結論が出ない場合は、
ここの部分でまだこういうことで検討しているとかという部分をその他というところ書いてみ
たりという形でやっていると、経緯、経過がずっと見えてくるので、よりもし法案に入るにした
としても、その部分がちゃんとどういう内容で動いてきたかということが履歴がちゃんとわかる
ということになってきています。

それで、一応そんな流れで作業的なことを考えたいんですけども、これは一応副座長会の話
ではしましたが、皆さんにお諮りしたほうがいいのかどうかということなんですけども、ど
うでしょう、この流れとしては。

辻山座長 どうでしょうね。そういうふうに……。

高野委員 それで、ごめんなさい、言い忘れました。

それで、これを書きましたが、最後にもう一回この場の三者の打ち合わせに出させていた
だいて、この話を聞かせてもらって、その話はちょっと違うんじゃないとか、それはそうだと
かというふうな一回そういうのをやって、それでこれを最終案という形で持っていくという
ところがすみません、言い忘れていました。

辻山座長 なるほど。

どうですか、大体飲み込めましたでしょうかね。

1つ疑問なのは、この に書き込むのは、必ず1案というふうに予定していますか。

高野委員 特にそれは決めることは不必要というふうに考えます。

というのは、必ずしも無理矢理集約することは必要ではないと思います。ということは、並列
してこの部分がこうだという部分が出てきても、それはいたし方ないので、無理にやることによ
って、その本来の趣旨が見えなくなるとはいけないという部分もあるから、極力は1問にす
ることが望ましいけれども、そうでなくて、これだと見えにくいということであれば、複数でいい
のではないかとこのように考えています。

辻山座長 相当な御議論を詰めていただいて、一本にしていこうという、約束事ではないん
だけども、そういう方向を目指すという合意でやっていただかなければ、この青のシートと
同じものがどんどんこの骨子案シートで積み重なっていったら、何もならないということ
になりますので、ぜひチームの皆様にはそここのところでの汗をかいていただくことを
お願いしたいなと思います。

そのほか御意見ありませんか。

じゃ、今御報告いただいたようなやり方で進めるということにいたしましょう。

それから、次ですけども、シートについての説明は。

事務局 今、高野委員からほとんど御説明いただきましたけれども、まず三者案調整たたき台
というものを本日お配りしているシートで申し上げますと、資料4になります。

各区分ごとに例えば区民参加の保障、地域自治とそれぞれ区分Eの下にさらに項目があり
ますが、その項目単位に作成していただくということになります。

今回、例示として協働のところを例示させていただきましたけれども、こちらの資料の4は
エクセル表になっていますので、そしてお示したこちらの検討シート、資料2はワードで
つくられています。このエクセル表から、コピーして上の部分にたたき台のところ
に張りつけていただいて、それを検討の一番初めの初期段階のシートにしておいて
いただいて、そして議論の結果を、 、または のところ
に書いていただくという流れで考えています。

作業チームについては、当面区分AということであればAでわかるんですけども、それ以降他の区分を担当される場合がありますので、一応本日区分Aを作業チーム1とさせていただいて、区分Bを作業チーム2、それから区分Eを作業チーム3という形で、このシートの中に作業チーム番号を御記入していただいて、御使用いただきたいと思います。

資料の説明は以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

そうすると、これは作業チーム名は新しい分野でまたどなたとどなたとか担当するといったらチーム4とか、チーム名が4とか5とかなるわけ。

事務局 一応その班構成は変えずに、この例えばチーム1の人が区分Aが終了した後、さらに、別の区分を担当していくというようなことで考えております。新たにチームを再編して、それで区分ごとに新チームをつくるということは、今のところ想定していません。

辻山座長 なるほど、そうすると作業チーム1から3までがこれからもずっと出てくるわけね。わかりました。

何か御質問等ございますか。

それでは、検討シートについてはそのようにやっていくということにいたしましょう。

それから、次は区民討議会の準備会というところですが、これは前は運営会というふうに言っていたんですね。今回準備会という名称で提案されておりますけれども、今後の予定、内容について、副座長からと、これは藤牧さんですか、藤牧委員、お願いいたします。

藤牧委員 区民討議会の準備会ですけれども、3月に先行して委託事業者が副座長と座長での選考をします。

そうしましたら、受託事業者のほうから知識、経験者ということで、学識経験者など、これはマスが4名分ありますけれども、必ずしも4名とは限らないんですが、そこで当日の区民討議会の運営をどういうふうにしていくのかとか、テーマの設定などをここの準備会ですり合わせをしていくと。

それで、プロポーザルの条件として、この準備会の開催回数は5回以内という、そういう条件で設定させていただいております。

この区民討議会が5月の下旬に2日間、区議会の大会議室で予定してございますので、それまで5回以内でテーマや当日の運営について、また説明方法などについて、この6人のメンバーと知識、経験者で検討していくということでございます。

以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ。

井上委員 今ちょっとわからなかったなので、教えていただきたいことが2点あるんですけども、専門家についてなんですけれども、これは業者が選ぶということですか。

それと、もう1点は4名以内という4名が上限だということなんですけれども、この上限4名というのは予算の都合で4名なのか、それとも今までの例を見ると4名のところが多いのかということをお聞きしたいです。

よろしく申し上げます。

辻山座長 どうぞ、お願いします。

藤牧委員 専門家はプロポーザルの際に、事業者のほうからあらかじめこういう方を私どもは推薦して、このメンバーに入れますというのを提案していただくということでございます。

それで、4名ということなんですが、これは予算の枠というのはあるんですが、その範囲の中で、事業者が例えば5人推薦してくるということもあり得る可能性はあります。必ず4名じゃなきゃいけないという、そういうものではございません。

辻山座長 大体あれなんですよ。金額は決まって引き受けるじゃない。そうすると、学識者と

かにいろいろ払うともうけが少なくなるから、今回は2人ぐらいにしておこうか、そういう判断で業者は考える。だから、いろいろな業者の何かセッティングの仕方があると思いますね。

これはほかはどうでしょうか。
どうぞ。

高野委員 先日、区民討議会のどういう作業をするということがあって、その説明というか、何か結論が出たのか、どういう形でどういうふうにするのかというのが何かまだ明らかにされてないのではないかと。そうすると、その部分をどこでどういうふうにするのか、ちょっとお聞かせというか、決めていかなければいけないのではないかと考えています。

辻山座長 そこまで含めて準備会でやるのか、それともここである程度の枠をつくって、準備会にお願いするというにすることにするか、そもそもこれは獲得目標は何かというようなことから少しやっておかなきゃいけないんですけども、前回ですか、議論がありましたように、声なき声と、ふだん参加の機会とかなかなか出てこれない人にも、こちらからお願いをして、あなたはどうぞですかというようなことでやりたいということですから、言ってみれば周知ということと、それから御意見を伺うということ、あるいは皆さんの考え方でそこで討議していただいて、どちらの方向かというようなことを参考資料として手に入れていくというようなことがあるかと思うんですけども、どうでしょうか、この区民討議会というのに何を期待するということあたりから、ちょっと御意見を出していただいて、その線に沿って準備会が実際の運営とか中身を決めていくということになると思いますけれども、確かに何もなしで何か丸投げにちょっとなりそうな感じにはなっていましたね。これはどうですか。

まだ区民討議会とか市民討議会って、全国でも100例はないでしょう、実施している。

事務局 私のほうの手元の資料ですと、100例はまだやっておりません。手元の去年収集した資料ですと、30ぐらいの自治体の実施例ということで実施の中身については把握しております。

辻山座長 ですから、ある意味では新しい試みなので、まさに私たちの側からどういうものとして設定していくかということは、かなりできると、自由にできるということですので、何かこれに込めたい思いがあれば出していただいて、大まかなこの区民討議会をやる目的というようなことについて、了解を得ておく必要はありそうだなと思いますが、どなたかないですかね。

私が前回お話ししたのは、決定に至るプロセスでの討議ではなくて、つまりそれはどうしてかという、その討議の中で最も有力な、あるいは多数を占めている意見は何かというようなことを探るわけではなく、一般的な人々の平均的な受けとめ方の現状というんでしょうか、大多数区民たちのミニチュアのようなものを抽出するというような意味があるのではないかなと私は考えているのです。したがって、あの討議会ではこの考えが優勢であったというようなことを抽出するのではないというようなことだと考えているのですね。

ですから、討議会においては、できるだけ自由に何の遠慮もなくそれぞれの方が自分の受けとめ方を述べていただけるような、そういう運営が大事だろうという気がしているのですが、何かほかに。

佐原委員。

佐原委員 ちょっとお聞きしたいのですが、私がちょっと聞いてなかったかもしれませんがけれども、イメージ的には骨子案ができてから、その骨子案を検討していく、討議していく討議会であると思うんですが。

辻山座長 スケジュール的にはいけるんですかね。骨子案、どの程度。全文というのはちょっと無理っぽい感じがいたしますね。むしろ項目、区分のAからFとかGとかまでの項目とその項目の中に主に盛られるであろう方向性みたいなことがぎりぎりじゃないですかね。それはどうでしょう。どなたに聞けばいいんでしょう。事務局の段取りはどう考えて。

お願いします。

事務局 今のスケジュールで考えていますのは、この討議会は5月の末に実施していきたいというふうに思っております。当初の現状のスケジュールでいきますと、5月上旬にはほぼ骨子案の形ができてくるようなことで考えておりますので、これは今後の議論の進捗にもよりますけれども、5月上旬にある程度骨子案の大体の姿が見えるのであれば、それを題材として方向性を議論

していただくような、骨子案の一つ一つをマルかバツかということではなくて、全体の大きなとらえ方として方向性を探っていくといったような趣旨で、この討議会は活用していきたいというふうに考えております。

辻山座長 そういう意味では、骨子案が前提だということですね。

ほか何かございますか。

なければ、高野さんの御希望には余りはっきりとはおこたえてきてないかもしれませんが、作業チームの皆さんでもまた少し話し合っていていただいて、この準備会に臨んでいただきたいというふうは無責任に申し上げてよろしいでしょうかね。

私も何冊かこの市民討議会をやった記録をまとめた本とか、持っておりますので、近いあたり持ってきてみましょう。

それでは、そういうことで担当になられている準備会の皆さんによろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に区民アンケートの作問検討会ということですか。

最初に、名称はこれでいいかということなんですけれども、どうですか。

作問というのは何か最近聞かないなとか思ったりしながら、とても、意味あるネーミングだとは思ったんです。なぜならばアンケートをとった後、その分析はだれがやるんだといったときに、多分業者にやらせるという意味で、ここでは作問、つまり発注というだけのそういうニュアンスでつけられたんだろうと思っていますけれども、これでいきますか。

加賀美委員 作問か作成か、名称はこだわりません。

辻山座長 内部だけの話だからね。

それでは、その作問検討会がどういう段取りで作業するのかについて、これは藤牧さんですか、お願いします。

藤牧委員 では、引き続き私のほうで御説明させていただきますが、区民アンケートにつきましては、こちらは業者委託をする予定でございます。予算としては来年度予算になりますが、それでこの区民アンケートのまず「その他」のところに書いてあるんですが、実施主体は検討連絡会議ということで、すべて通していきたいというような副座長会での話し合いでそういうふうになっております。

それで、実際に設問の数といっても、最大見ても20問がいいところかなとは思っておりますが、どんなような方向性でまず設問を構成していくのか、多分大きな分野みたいなところのかたまりのようなところを御検討いただいて、それで具体的に何を聞くというようなあたりぐらいまで詰めていただいたものを検討連絡会議にお諮りいただいて、御議論いただいた上で御承諾いただく。それで、実際の設問の細かい文言の作りについては、専門業者のほうにお願いしようと思っております。

それで、時期はこれは明確にまだ決まっているということではないんですが、今回の区民の皆さんの御意見の収集方法として、説明会とか、それからあと区民討議会とか、それからパブリックコメントとか、その一環としてアンケートがございまして、ほぼ6月とか5月、6月ぐらいにアンケートを実施して、7月に速報が出るというような、そんなようなスケジュールで考えております。

辻山座長 ありがとうございます。

どうでしょうか、何か質問ございますか。

6人の委員の方、担当ということですが、私事ですけども、学生時代は教授に言われて下働きでやり、大学ではゼミを使って、おまえら、ちゃんと調べてこいといって、こういうアンケート、私たちがやるのは大体直接面接でやりますけれども、都合30回ぐらいやりましたけれども、成功か失敗かの分かれ道は、調査票の原案ができ上がった段階、調査をするのはあとはただデータを取ってくるだけですので、勝負は作問にありということを実はずっと学生たちに言っていました。ぜひともいい設問をつくっていただきたいと思います。

それでは、こちらの委員も頑張りたいということをお願いして、きょうの大きなテーマの一つであります、区分Eについて、どうぞ。

土屋委員 ちょっと戻っていいですか。

骨子案の検討作業チームなんですけれども、この検討シートをつくるのはだれがつくるのかということと、それとこの6人の中でリーダーか何かを決めて、その人を中心に作業を行うのかどうか、それともそれは各チームに任せるといふか、どういうふうにしたらいいのでしょうか。

辻山座長 これは1のあれね、条例骨子案のことね。

藤牧委員 特に話し合いをしたのは、事務局を置かないということがありますので、メンバーで事務局をまずやってもらおうと。ちょっと小さい声で、職員もいるしというところもあったんですが、それはちょっとそういうことで、チームで議事をやっていくというか、そうすると議事録専門でやっていくと、その人が意見を言うことができなくなったり、考えが出せなかったりということがあるから、だから一番いいのは、みんなでそれぞれメモを書いて、まとめるときにこうですよねというやり方でやって、それをだれがやるかということにしたほうがいいのではないかといいように考えています。どうでしょうか。

あとはメンバーの代表というか、それはそのメンバーの中で決めていただいてもいいのではないかといいように考えていますが、いかがでしょうか。

あざみ委員 私もメンバーの自主運営ということがうたってあるので、この書記をどうするかみたいなことから、代表をどうするかも含めて、それぞれに任せていいんじゃないかなと思いますけれども。

辻山座長 それでいいですか。

一つ僕が今ちょっと考えていたのは、官僚的だったかなと思いつつ、藤牧さんがどこかへ動けば、それぞれに副座長が入っていて、最後の調整のときにそれぞれのチームのことがわかるというふうな。

だから、チーム3に移れば1人ずつになって、これはまた本当官僚的でいかなとちょっと思いつつ、今のおっしゃったように、自治でやってもらうというのが原則だと私も思います。それは考えてみてというだけにしておきましょう。

運営のときの司会をだれがやるとか、記録はだれがやるとかというのは、それは自治でそれぞれ話し合ってやっていただくこと。

いいですか、土屋さん。

あとはよろしいでしょうか。

それでは、区分E、住民参加について、資料がいろいろ出ておりますけれども、そろそろそこそ検討作業チームのほうへ移していくというようなことを考えたいと思いますが、これはたしか区分民検討会議で一回やるというようなことだったと思いますけれども、どうでしたか。

高野委員 昨日、乱闘はなかったんですが、結構意見が出まして、一応お示ししているように、発議要件としては18歳以上の住民の6分の1以上の請求で住民投票の実施というふうな流れに落ち着いたんですが、そのときに当初より実はこういうぐあいに表をつくりまして、こういう形で表をつくりまして、10分の1という要件の意見をまずまとめてきて、それからその根拠は何かと、それで反対の意見は何かということから整理を事務局でもらって、そうすると話していく間に何とはなしにということと言った話もあるし、それからどうしても10分の1という数字が我々が区民が発議して、そのまま議会を通さずストレートにいくというふうな形で、それをちゃんと尊重してもらって、議会のほうで議決という形をとってもらいたいということであると、そうすると意見としては極力何でもいけるというのが住民というか、区民の自治ではないかという意見もあると。

それから、もう一つはほかに例がないということもあっての話がありました。ただし、本来から言うと、この10分の1で何でもかんでもだれかが流れてきてしまうと、どこかで一応要件を満たしていれば、そのまま選挙管理委員会のほうからすぐいくという流れになるのに、そこでどこかで網かけみたいな形でチェックする機能が必要ではないかという話もありました。

そこに関して、ちょっと時間を費やしましたが、その部分は特にそこまでしないで、要件を10分の1より上にしたらいいのではないかといいことで、落ち着いてくるような話になってきました。

そうすると、じゃ、一つは3分の1にしたら、とりあえず議会もどこも何も文句もないだろうから、ストレートにいくだろうと。ただし、3分の1ということで、住民の有権者数が25万人しかいませんので、その3分の1ということは8万3,500人ぐらいというふうな数字になってくる

と思うんですね。それをとるのにはかなり難しいだろうと。

じゃ、ならばというところもあって、そうすると一番6分の1という数字が何でいいかという、大体その半分ぐらいなので、4万1,500とか600とかという数字だと、そうするとちょうど話にもまた前回の区長選においても区長の得票数が4万5,000ぐらいですから、だからそういうふうな数字でいくと、一番なじむかなということと、それからいわゆる合併を考えていくとしたら、6分の1がなじみやすいのではないかというふうな言い方の意見もあって、最終的に年齢制限も決めながら、じゃ、その要件も決めていくと。でも、最終的には50分の1で投票できるからねという話もアドバイザーのほうから話が出ていますが、一応6分の1ということで考えました。

ただし、ここでもう一つ考えなきゃいけないことを発見したんですが、これはちょっと意見ではなかったんですが、条例の位置づけとしてその部分が本当にこういう要件をいっぱい入れることによって、最高規範という部分のその部分に何かちょっと少し本当に最高規範なのかなという部分になってくると、ある意味で要件が何もなしにして、議会案のほうであるように、その部分はとりあえず設けられるという形で逃げるといふ考え方もあるのかなというところがちょっとありました。ただし、みんなの総意としては6分の1で18歳以上ということの要件ではありま

した。
一応、御報告は以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

さて、これは議論をしなければいけないことが幾つかの層に分かれるというふうに思いますけれども、最初に今の御報告についての御意見なり御質問があればやって、その上で少し議論したいと思います。

どうですか。

どうぞ。

高野委員 この住民投票の一番大きいところは、常設というふうな区民は書いてあります。

この間の御説明ですと、議会と行政のほうは個別というふうな観点でやっていくというふうなお話があったんですけども、その辺が一番違っている部分かなというふうに考えます。

根本委員 きょう議員懇談会というのを11時ちょっと過ぎから1時間半ぐらいやって、主として住民投票の件と地域自治について、全員の方々から意見をお聞きしたい。全員というのは、全員しゃべってくれというんじゃなくて、37人全員の方々の意見を聞いて、さらに小委員会の中で詰めていきたいということでやったんですけども、まだ常設型に対する異論というのはなかったというふうに私どもは記憶をしているんですが、ただ具体的に18歳、住民6分の1ということについて、外国人の問題については少し議論があったんですよ。

それから、18歳か20歳か、あるいは16歳かという話は、18歳でいいんじゃないかという話もあれば、20歳からというような意見もあれば、この辺はこれから多分初めてきょう提案しましたから、そういう議論がこれから入っていきますよということで、各党派も持ち帰って真剣に議論して、もう一回また小委員会に持ち上がってくるということになってくるんだろうというふうに思うんですよ。

ちょっと私のほうで6分の1というのはけさ聞いたものだから、その6分の1の根拠は何かということがいまひとつわかりにくかったんですが、今聞いてもなかなかわからないというふうに、3分の1というのは解職請求でわかりますね、地方自治法の直接請求で3分の1だから、3分の1よりきつくするという話は余りないなというふうには思うんですが、この前10分の1というのもちらっとあったけれども、4分の1とか5分の1というのは結構あるんですよ、ほかの中で書き込まれているのは。そこで6分の1、もう一回3分の1の倍ということで少しそういうことからなのかなということには思っていたんですけども、区長選挙の数って、そこがちょっとよくわからなかったんですよ。

高野委員 ちょっと言葉が足りないので、申しわけございません。

自分たちのほうでは、約25万人の有権者で投票率20%だとどのくらいの人があって、その過半はこちらだということから、その数値から割り出してきて、そういう形でこれなんですけれども、こういう形で投票率が20%とあと25%、30%、40%、50%、60%というぐあいに数字を出して行って、それで新宿区における投票率というのを出しました。そこで、前回衆議院選挙の小選挙区で65%幾つとか、それから都議会で41%とか、区議会のほうでは40%とか、あと区長選は26%とかというふうなことを踏まえながら、票で有権者数が10分の1だったらこれでいいよねと

ということになると、投票率が低くなればなるほど、ほとんど10%だとすると2万5,000人ぐらいで、何でも通っちゃうということになると、その辺がどうかと。

大体計算していくと、投票率を30%から40%の間で例えばしたとします。そうすると、ちょうど数的に四万数千というところがあって、それが約6分の1ではないかというふうに私は推察をしております。そうすると、なじむところではないかなと。

根本委員 4万というのは投票総数、区長選挙の投票者数が大体四万何千。

辻山座長 どうぞ。

高野委員 それで、もう一つ区議の平均とか選挙の中においても、大体その辺の数字だったんだよね、たしか。というふうな流れで、すみません、ちょっと声がちっちゃくなっちゃいますけれども、そういうふうな流れで、大体そのぐらいが一番なじむ数字ではないかということを使ったということです。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 有権者の人の数というのは、二十以上の人で計算しているんですか。これは18歳で出てきていますよね。

高野委員 先ほど申しました25万人ぐらいのうちの、今度18歳にすると3,500ぐらいなんですって。だから、そんなにないんですって。だから、数的にはその何%になっている。

辻山座長 制度の設計によっては、住民をそのままとらえれば外国人が入るので、新宿区の場合は結構多いかなと。もちろん外国人登録人口じゃなきゃ捕捉できないけれども。

高野委員 それで、すみません。区民検討会議のほうにおいては、外国人のところは今あえて討議していません。別枠で外国人という形で討議したいので、そうすると住民、区民の区分もそこでくりが出てくるのではないかというふうに考えております。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 そうすると、その外国人が投票権者になるとすると、その計算というのはこういうときに修正になるのかしら。

高野委員 たしかこの数字は住民基本台帳から出してきた数字だということで、ちょっと事務局、確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

辻山座長 お願いします。

事務局 区民検討会議で提示した資料については、住民基本台帳ベースから人口の算出をいたしました。外国人登録者数、年代も調べればわかるんですけれども、要するに永住資格者、その辺についても、こういったものについては考慮する必要が出てくるのだろうということで、当面はその住民基本台帳の人口数から議論をしたという経緯です。

辻山座長 どうぞ、佐原委員。

佐原委員 先ほど根本委員のほうから話がありましたけれども、きょうは区議会の懇談会がありまして、実は答えの出る意見じゃないんですが、とにかく今条例について意見を述べていただくということで、いろいろなことが出てきました。

例えば、今言われたこと、数字は別条例でいいんじゃないかとか、選挙の投票率が悪いのに本当にそういうところに興味がわくのかと。それから、外国人は日本国籍の住民とすべきだろうとか、いろいろな問題が出てきました。

うちのこの議会案でもかなり意見が出てきていまして、ここはもっとよくよく考えていかなくちゃいけないところだなとつくづく思っているものです。

辻山座長 大きな論点ですよ。

そうすると、まずこの基本条例の中に具体的な投票要件などを入れて、それを入れないと常設型というふうには言わないだろうなとか思いながら、しかし最高規範なんだから、そんなちっちゃいことまで書くのかと、それは条例にゆだねてもいいんじゃないかという議論がありますが、まず押さえておくことは、考え方としては常設型でいくということについては大きな異論がないということですね。

その上で、先ほどもちょっと高野委員からの御説明にありましたが、議会を通さないで一定の要件の署名が集まったら、議会を通さないでやるぞと、これは議会のほうでは議論しましたか。大抵のところでは、大体議論にもめるところなんですけれども。

根本委員 多分、小委員のメンバーはわかっていると思うんですけれども、きょうは常設型と個別型という言葉の説明からやりましたから、常設型というと、区民の声委員会とって、事務局をずっと常設で置かなくちゃいけないんじゃないかとか、大体そう思うんですね、最初。だから、そういうことじゃないんですよということの勉強会も兼ねてだから、それほど何か具体的なこうでなくちゃだめだという強い意見ということはないんですけれども、だからこれから短期間のうちに我々は議論をここを詰めなくちゃいけないというのが本音なんですけれども、ただ意見としては今みたいな話ですよ。それから、区長選挙でも30%いくかいかないかみたいなときなんだから、直接請求というか、住民投票で直接選挙をやるということになると、8割ぐらいの関心が高きやだめなんじゃないかなんて意見も出たり、いろいろあったんですよ。だから、我々の中で言えば、正直なところこれから本気になって議論するというようなところですね。

大体議会側というのは、議決機関として議会があるじゃないかというのが非常に強いですから、相当な議論になるだろうなというふうに思います。

辻山座長 だから、骨子案の作成作業チームのところそのままなだれ込んで決断しろということにならないように、一遍ここで議論する必要がありそうですね。

同時に、どれぐらいの要件でということについては、先ほども触れておりましたけれども、例えば予算の問題というのもあって、これも前に一度話しましたが、億という単位がかかるので、そんなにしょっちゅう、しょっちゅう、すぐ集めてできるようなものにしておくのは、これは民主主義としてはありがたいんだろうけれども、いかなものかというような判断もあって、そのぎりぎりのところで要件を考えるとかということも必要ですし、もう一つはその署名さえ集めれば、どんなことでも住民投票にかけるのかということまさに事項のチェックですね。外国では裁判になったりしているんですね。これは住民投票の事項に当たるかどうかということで、権限外の住民投票だというようなことで裁判にもなっておりますが、日本の場合には市政に関する重要なこととか何かというような結構緩くやっていますので、緩くやると今度はパーセンテージで、つまり要件で押さえておかないと何でも入ってくる。朝青龍を首にしない住民投票とかというのも出てきたらどうするかというようなことも考えておかなければいけないということだというふうに思います。

それについては、例えば評判は悪いですが、常設型にしておいて、署名が集まったら市長から議会に諮るという制度を考えて、要するに折衷案をつくっているところがあるんですね。これは川崎市なんですけれども、市民の評判は悪いです。

とか、いろいろなアイデアもあろうかと思しますので、ぜひともそこら辺のことについても、議論を煮詰めていただきたい。これは行政のほうは特に専門部会としては特に議論してないということですか。

藤牧委員 そうですね。議論はこの間やったんですけれども、大体皆さんのこの間の御意向が常設型というような御意向ということで、当初は行政のほうに個別型というんでしょうか、この基本条例ではそういうことをできる規定のような形でうたっておいて、住民投票の実施に関して必要な事項は別に条例で定めるというのについては、案件ごとにその条例をつくらせると。

それから、何々に関する住民投票条例とか、何々に関する住民投票条例というようなつくりを当時想定していたんですが、ただこういう形にやりますと、実際に実効性というんでしょうか、その一個一個の条例が成立するかどうかということが結構左右し、もう1ランクハードルができてくるというようなあたりで、その辺がなかなか実際に住民投票が発動しないというんでしょうか、そういうことになりかねないというようなこともあるので、特にその辺非常にこだわりがあるということではないということで、別に条例で定めるというところでの条例のつくりというようなものをいろいろ工夫していく必要があるんじゃないかなという状況です。

辻山座長 御承知のように、今総務省でも地方自治法改正をやるうとしていますが、住民投票の問題を法律事項にしちやおうかというような動きがありまして、この間発表された中曽根研究会、世界平和研究所の提案でも、住民投票法という、地方自治法じゃなくて住民投票法を制定したらどうかというのがあって、これについては私たちの仲間の新藤宗幸君なんかも賛成していますが、私は反対しています。

ちなみに、常設型というのが出てきたときにも、私は反対の意見は申し述べました。

それはどうしてかという、住民投票にかけるほどの大きなテーマだから、まず人々に声をかけ合って、住民投票条例を請求しようではないかという運動があって、そして議会に請求されて、議会が条例化すれば投票に至ると。そのときの投票の充実度が違うはずだと。毎回、つまり条例を制定する段階でテーマについての議論が深まっていくという、例えば原簿の設置がどうかとかということについて、だから住民投票の条例を請求しようよという運動になり得て、その署名活動を通じて世論が形成されるということになると、投票率というのかな、住民投票への参加者の数もふえるのではないかというようなことから、実は個別案件ごとに請求すべしというアイデアを私は実は支持しているのです。ここの皆さんに何の影響を与えるつもりもありませんけれども、そういう議論があったことは間違いのないのでありまして。

どうぞ。

山田委員 条例のつくり方というのは、一つは基本条例と住民投票条例が一緒につくられるということでしたら、基本条例のつくり方というのは多少違ってくるんだというふうに思うんですよ。余り細かいことを基本条例の中で言う必要はないわけです。要するに、関連条例が一緒につくられるわけですから。ただ、新宿区の場合はつくられるにしても若干おくれるだろうということにならざるを得ないということで、そうだとするならば、基本条例ではあるけれども、住民投票条例に基本的を書くべきことについては、きちんと条文化しておく必要があるというふうに思う。

それで、先生が言われたことは、そういうふうになれば非常にすばらしいかなというふうに思いますけれども、しかし今までの住民投票に関係するいろいろな動きを見てみますと、住民の皆さんが本当に住民投票にかけてほしいという、そういう、言うならば事件であったとしても、議会の恣意的な判断でそうはできなくなっているというケースは結構多いんですよ。

そうしますと、住民の皆さんから見ると、住民投票をするという、言うならば住民が持っている一つの権利を議会に白紙委任するみたいなのところがあるわけで、それはこれからの自治のあり方を考えた場合にはまずいんじゃないかというふうに思うんです。

それで、したがって私は常設型の条例にして、基本的なことは自治基本条例の中に網羅すべきだというふうに思います。

基本的なことというのは、今までもいろいろお話があったというふうに思いますけれども、何を投票にかけるのか、重要事項ということなら重要事項で、それから発議者とか投票権者とか、あるいはこれは書くかどうかわかりませんが、成立要件とか、50%以下の場合開かないなんてこともありますけれども、そういうことだとか、あるいは尊重するという取り扱いをどうするかというような、そういうことを基本的には書くべきだというふうに思います。

いろいろ議会の中でもそうなんですけれども、細かいことを書く必要はないじゃないかということで、何をもちいて細かいことというのは、なかなかわかりにくいところがあるんですけども、ただ今みたいなのを書いている条例というのは結構ありまして、それを見てみますと、せいぜい2条なんですよね。例えば杉並区で言うと26条と27条に書いています。私がさっき言ったようなことが書いてあるんですけども、要するに2条で済んでいると。

それから、上越市は38条なんですけれども、これは項目が結構分かれていて、1から10ということになっているんですけども、条文としては38条一つなんです。ほかも大体似たようで、せいぜい1条か2条、多くて2条、3条も4条もなっているというのはむしろ例外だというふうに思うんです。したがって、その程度のことだったら、基本条例の中に住民投票を基本的に形づくる、それについては載せるべきだというふうに私は思います。

それから、もう一つ6分の1というのが区民の皆さんで議論した結果だということですが、さっきお聞きしますと、投票率の関係でいろいろ議論されたと思いますが、私は投票率はもちろん大事なことだというふうに思いますけれども、住民の皆さんがどの程度署名をすれば成立するのかというハードルの高さと低さだというふうに思うんですよ。そうしますと、要するに有権者に対して何割かという、そこが大事じゃないかというふうに思う。

それで、3分の1から10分の1までいろいろ今まではいろいろな条例を見てみますとありますけれども、6分の1というのは妥当なところかなというふうに私も思います。4分の1という、

ちょっと厳しい、5分の1か6分の1ぐらいで皆さんが合意できればいいなと私はもともと思っていましたから、6分の1というのは結構いい数字だなというふうに、当初区民委員の皆さんから10分の1という話がありましたけれども、10分の1だと朝青龍が何だかという話がありましたけれども、そういうことでむしろ一時的に区民がテレビドラマを見るような形で関心を持つテーマについても、署名が集まりかねないわけですね。区政の重要な問題でも何でもないので集まりかねないということからすると、ハードルを低くするという考え方はわかりますけれども、10分の1というのはちょっと余りにも低過ぎるかなということで、5分の1とか6分の1というのは、私も非常にいい案だなというふうに思います。

以上です。

辻山座長 どうぞ。

あざみ委員 先ほどの座長の個別型のメリットのお話というのは、そういう考えもあるんだなというふうにちょっと私は改めて思ったんですけれども、そういう意味では実際個別型で御苦労をされて、住民投票までこぎ着けたというところは実際あるわけですよ。そういうところの実際としては、投票率が高かったんでしょうか。その辺の先ほど根本さんがきょうの議員懇談会のお話を披露しましたけれども、要するに何万とかという何分の1になるかわからないけれども、それでやることになっても、結局投票率が30%、40%だという結果だったら、それを尊重する意味はあるのかという議論だったんですよ。それが意味複数出たんですね。

だから、常設型で個別型よりも簡単という変ですけども、できてしまうことが要するに議論が熟成しないまま投票行為になってしまうことがどうなんだろうというふうに考えたときに、個別のメリット、確かに理論上はそういうことはあると思うんですね。その辺実態として御苦労されて個別型でやったところと、常設型でやったところがあるのか、私はわからないんですけども、その比較がどうなんですかね、実際は。

辻山座長 比較の数字はあるかな。やるとすれば合併の投票なんですけども、これはまたちょっと様子が違うし、確かにそれで投票率が上がっているという証拠はない。ただし、山田委員がおっしゃったように、議会で否決されているケースは結構あって、その場合には議会の解散請求へ走る方向というのが出てくるんです。ただし、最初の請求は50分の1以上ですから、それで提案して、それで議会でけられると、じゃ、そんな議会だめじゃないかって議会解散という3分の1になりますので、これは遠いんですね。余り幅が広くて、大体成功しない。そういうのが現状で、確かにその現状を考えたら、そういう無駄足というようなことをできるだけさせないような配慮というのもあり得るかなということ、私も思うんです。

軽々しく十分な合意形成をしないままに投票に突っ込むのはいかがかという問題がありますけれども、それは実はハードルの高さで調節がきくという側面でもあるんですね。だから、その組み合わせで考えていくということでしょうかね。

どうぞ。

小松委員 私も今、座長の先ほどのお話を伺っていて、なるほどと、同じように思ったんですけども、例えばハードルの高さを安易にそういうことを濫用しないためにハードルの高さを上げるとすれば、反対を有をなさないこの条例になるのかもわからないなと。個別にしておいて、そのことに関してみんなで世論を巻き起こしていくという作業があつてこそ、その結果を出せるのかしらという、ですからそういうことを考えてみました。もう一度しっかり考えないといけないかなと。

辻山座長 これまでに住民投票についての統計をとった人たちがいるんですけども、合併を除く、合併はちょっと特殊でしたので、合併は除きますと、住民たちが請求して投票に至ったケースというのは、人口5万人を超えるとずっとゼロに近くなる。急にゼロに近くなって、直接請求の限界は5万人口かとかというようなことが実はデータからは言われているんです。

そうすると、もしかすると今僕たちが議論していることは、無になる条文がもしもないということも含みながら、現実動かしていく、大きな都市でたくさんの署名を集めて動かしていくことの困難を考えると、どうやって設定するか、うんとハードルを低くしちゃおうと、それはそれでやはり心配なこともありますし、本当に難しいなと思いますね。

どうぞ。

山田委員 私はちょっと計算したものがあつたんですけども、有権者を24万5,000人、大体今の新宿区で二十以上の有権者で、18歳まで下げると若干ふえるわけですけども、24万5,000人にして、6分の1というとならば4万人なんです。ほぼ4万人、4万人というのは受任者を100人にした場合は1人が400人とならばいいと、200人の受任者の場合は半分でいいわけですね。これは決して高いハードルというのは必ずしも言えないんじゃないかというふうに思う。

ただ、3分の1の場合は8万人なんです。受任者が100人にした場合には800人とらなきゃならない。そうしたら、800人を集めるというのは非常に高い。一方、10分の1の場合は2万4,500人ですから、1人の受任者は245人とならばいいわけですね。したがって、こういう数字から見ても、ハードルの設定の仕方から見ても、5分の1とか6分の1というのは、高くもなく低くもないというような、そういう数字になるんじゃないかというふうに思っていて、ここが論議の中心、ポイントになるんじゃないかなというふうに思います。

辻山座長 どうぞ。

根本委員 私は議員懇談会であつたので発言しなかつたんですけども、ちょうどここは懇談みたいな形で深め合うという意味であつたんですけども、私は吉野川の可動堰のときには住民投票に四国に行ったんですね。住民投票をやろうというので、あれは何回もそういうやろうと言つては市長及び議会につぶさせるわけですよ。何でもかといつたら、地方自治法の直接請求というのは、要件を満たしたらそれに対して市長が意見を付して議会にかけるんですよ。そうすると、市長は必要ないという見解を出す。そうすると、議会もそれを賛成するとつぶされちゃう。

ですから、テーマが重たいか軽いかということじゃなくて、議会が市長及び議会の議決に対して圧倒的な人たちが反対だという、こういう逆さやみたいのが出てくるわけでしょう。そういうところで、しかし常設型で言えば3分の1ないし5分の1でもいいんですけども、それでそれ以上の直接署名を集めた場合は、市長、議会の意思に関係なく住民投票をやりますよと、ここが大きいというふうに思っているんですよ。そうでないと、間接民主主義とか、いろいろ言つても民意が違つちやうしているということになれば、我慢できないわけですよ、住民の方々は。

そこのところをしたがって常設型で、例えば3分の1でも4分の1でも発議権者が集まったら住民投票をしなければならぬということの意味なんだということなんですけども、しかし同じようなテーマでも、市長と議会と住民の意思が一致していれば、議会が議決すればいいわけですよ。

だから、僕はそういう意味で言うと、ハードルの高さというのは3億円かかると先生がこの前言っていたから、そんなに低くしなくてもいい。大抵のやつは、大抵のやつはというのは住民の意向を受けて、区長なり議会なりがきちんと判断していくという機能が持たされていければ、重要なテーマでも、これは絶対住民投票で直接やってくれというふうにならない可能性だってあるというふうに考えると、そこが一番大事なところで、5分の1がいいのか、6分の1が適当なのかということは、意外と3分の1でも集めちゃうということだってあるわけだよ。本当にこれは重要だというのはあつたよ。

銚子市の市民病院なんか集まっているわけでしょう、市長の解職請求。ということなんだというふうに思っているんですよ。だから、あとは中身はまだ議会で議論していませんから、どっちかといつたら、おれたちが一生懸命頑張ればいいんじゃないかという話、うちは議会は強いわけだから、いろいろ勉強しながら議論していきますけれども、私はそういうふうな思いで、常設型で、しかも発議権者数のハードルというのをきちんと決めれば、市長だとか議会の意思を超えて、直接住民投票をやるといふ制度をつくっていくんだというふうに思っているんですけども。

辻山座長 おっしゃるように、その入り口がちょっとハードルが高いなと思う方は、地方自治法上の直接請求の道も残されているということで、実は道は複数なんですよ、今話しているのは。基本条例で例えば常設型を決めたら、自治法上の50分の1での直接請求ができなくなるという規定にはつくれないので、それはそれで残るということですから、その組み合わせも一つの要素かなという気はいたしますね。

たとえ50分の1ぎりぎりの請求でも、議会も同じようにそれはやらなきゃいかんと思つていたことであれば、むしろ進んで条例化をするということはあるかもしれないしというふうな。

根本委員 発言のついでに、直接請求で条例をつくつたという新宿区の歴史は、例はあるんですよ。我々が平成4年に成立した住宅及び住環境に関する基本条例というのは、直接請求でつくつたんですよ。私と山田さんも多分そのときの受任者、それで50分の1だから多分1万5,000人以上集めればいよいよやつが2万人近く集まつたんですよ。難しいのは何かということ、条例、案文を

添えなくちゃいけないのが一つと、それからもう一つは生年月日を書きますから、でも集まるんですよ。集まって、これは何でできたかという、区長が必要ないという意見を幾つか条文を批判して、住民参加が重要なことは区民の参加する審議会の意見を聞いて、結論を出すというところについて、そういう住民参加の窓口が入ってないというから、議会はそれを修正して通した。

これはびっくりしたんですけれども、それは何かというと、その後区長選挙は対立した。だから、いずれにしても区長意見を議会が賛成するというのは、区長選挙をめぐる対立になるぐらいのことでないと、なかなか議会というのは区長が提案したものに對してそれを否決しにくいということはあったんですが、それでも通ったんですね。だから、50分の1を使って直接請求で条例をつくることはできるんですよ。

できるんだけれども、問題はそのときつくづく思ったのは、区長意見を付して議会の議決を経るという、ここをとらないと、本当に住民主権というか、住民が主体で直接意思を表明するというのができないなというふうに僕は思うから、そういうことだと、大事なところはそこだというふうに思っていたんですね。

辻山座長 そうですね。

論点はたくさんあって、煮詰まっていく方向へ行っているのかどうか、ちょっとわかりませんが、ただ考え方とか、それぞれの見解は大分出てきたので、またそれを受けとめて、もう一遍議論してみようと。例えば、区民検討会議に持ち帰らなくても、区民委員の皆さん6人で一遍話し合ってみるとか、そういう機会もあっていいのではないかという気はしています。ぜひ議会のほうも、恐らく議会がどう腹をくくるかというのが最後の分かれ道になってくる可能性がありますので、お願いをしたいと思います。

それについては、少しずつですけれども、形が見えてきたので、それ以外の項目、今住民投票の話が中心になっていましたが、それ以外の項目についてはいかがですか。例えば、地域自治について、考え方についての規定を入れようという地域ごとにどういう表現になるかわかりませんが、自己決定という言葉を入れるのかどうか、あるいは地域のことをみんなで解決しようという解決といういわば処理の方向で考えるのか、そういうことはありますが、同時にペンディングになっているのは、その単位をどう設定するか、設定するというのをどう書くかということですね。

というようなことで議論がありました。

一つの案は、それについては別途地域自治に関する条例でこういうことを基本にして、地域の自治組織を打ち立てていったらどうかというふうに、別の条例で定めようという考え方、もう一つは今あるものを使って、例えば支所単位に自治組織をつくるというようなことを基本条例に書いちゃうのかどうかというようなことは、ペンディングになっております。その後何かこれについてこんな意見があったよとか、何かございましたらお聞きしておこうかなとまず思いますが、どうですか、特に。

どうぞ。

佐原委員 またきょうの話なのですが、議員懇談会の中で、おおよその人たちは今までの10地区の地区を頭に刷り込まれていまして、そして山田委員が説明をしたところをそういう考えもあるのかと。それから、いろいろ意見が出まして、10地区にこだわらないという人も中には出てきて始めて、そのときに町会と地区協議会の関係と、そんなこともいろいろ出てきました。もちろん結論の出ない話ですけれども、ここは僕は座長がおっしゃったように、地域自治組織設置条例で別立てをしたほうがいいんじゃないかと思う。

ちょっと私は藤牧さんにお聞きしたいんですけども、例えばこの基本条例が施行されたときに、今ここに残っている住民投票条例とか、地域自治組織設置条例なるものが条例が通ればそういう条例も手をつけていかななくちゃいけないということですよ。

藤牧委員 そうですね。条例で定めるところによりということになれば、ぶら下がり条例ということで、関連する条例を整備していく。

佐原委員 であれば、私はこの基本条例をまずつくっていただいて、そこに別に定めるというふうにその住民投票条例、そして地域自治組織設置条例なるものをそこでしっかりと議論をして、今の段階の議論も大事ですけれども、そういうものを踏まえて、そういう条例に少し発車をかけていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

辻山座長 それはどうですか。

今おっしゃったのは、恐らくどういう単位でとかというようなことについては送ると。しかし、基本条例にはそれをつくった地域自治はどのようにして充実させるかということは書いてないと何のための条文かわかりませんので、例えば先ほど言ったように何らかの自己決定というようなことにするのか、あるいは予算を持たせるのか、どういう役割と権限とかというイメージはやはり書き込んでおいて、そうした上で、区域については別にといい書き方、そういうふうを受けとめていいですね、全部別条例を持っていくというのではなくて。

佐原委員 私は別条例にするってゆだねてしまったほうがいいと私は思っています。

なぜかといいますと、この基本条例は大きな意味でつくられようとしているわけですから、余り細かいことにこだわる。先ほど山田委員が言っていたある程度のものは入れなくちゃいけないと言っていましたけれども、できれば別条例でしっかりと決めてもらおうと。そうしないと、この基本条例の中で我々の住民投票条例を考えていかなきゃいけないという地域自治も考えていなくちゃいけないしといたら、じゃ、3つ持ってこいよというふうになってやったほうが進めるかもしれないですね、実際は。でも、ここらではそれが難しいので、大きなものに対しては、別条例でしっかりとつくられたほうが私はいいいのかなと思います。

辻山座長 樋口委員、どうぞ。

樋口委員 確かに、自治基本条例ですから、細かいことまではというのは、そのとおりだと思うんですけども、今、先生がおっしゃったこの地域自治組織についても、役割、権限のイメージということ、何のためにという、それに数字、10地区とか、そういうところは多分今回非常にタイトな時間になっていますから、難しいかもしれませんが、何のために、そしてどの程度の役割、権限なりというもの、書き方が難しいのかもしれませんが、今おっしゃったイメージといいますか、そういったものは今回せっかくこういう場で区民のこれだけの参加でやってきているんですから、そこをきちんとしておかないと、区民検討会議のあの感じだと、今回自分たちも参加してやっていこうということをやっているわけですから、もしそういうふうに個別のところにも全く移すのであれば、そのときどういう区民の参加でもってそれをつくっていくのかということをごどこかで担保しておかないと、これだけやってきた意味といいますか、今区民検討会議の中でも、住民投票についても地方自治の基盤づくりということでも、そこを今回土台をつくっておこうというのはすごく強いと思うんです。だからこそ、こんなに何回も行きつ戻りつしているのであって、そこを後に預けようというんだらば、こんなふうにはなっていないと思いますので、その辺のところはもう少し考えて記していく、書き込んでいくということももうちょっと追及できたらと思いますけれども。

辻山座長 ほかがございますか。
どうぞ。

野尻委員 将来私たちでない、後の世代の人たちが新しい組織をつくれるような、そういう条例を残しておきたいんですね。

それで、新しい自治組織がどのようなものかというのは、私たちはしっかりと今、樋口委員もおっしゃいましたけれども、把握しておかなければいけませんし、ぶら下がり条例ができるということでも、どのようなぶら下がり条例を、そこまで思いをはせなければ将来的につくるような、できるような自治組織はちょっと思い描けないですね。

辻山座長 ほかがございますか。
どうぞ。

高野委員 この話には、かなりいろいろなものが含まれています。それは議会とか行政に対する不満とか何かやってもらいたいんだけど、やってもらえないとかという不安とか、そういうのも入っています。

一つ地域の課題を解決するというのを区民だけでいいのかということを見ると、議会も一緒にやればそれもそれで行政と三者でやれば課題の解決はスムーズにいくと思いますね。ただし、今、区民が責務、役割として地域の課題を何とかやりましょと、解決しましょというところまで来ているので、それを担保するとかということより、それを実行するのに急にここで分権と

という言葉も消えてしまったような記憶があります。それもない。

それから、今そういう形で自分たちがこういうところまで形で関連というか、かかわりをしていかなきゃいけない目的だとか意義だとか役割だとか、どこまでの範囲だとかというものがあると思うんですね。そういうのを骨抜きにされると、前にその地区協議会ができたときの話にまた戻ってしまいます。結局はある意味で命題はいっぱいあります。ただし、それが何なんだというか、権限なのか、役割なのかということも全く意に介さない部分があって、仕方なしに動き出したら、結局そこで地区協議会の誹謗中傷みたいな、そういう話になってくると。

そうすると、また同じことをやるのかなということになると、じゃということにさっき樋口委員が言いましたけれども、そこら辺の部分はここの場で自分たちが一番やりたいというか、言いたいことはここなんだよという部分をきょうは6人全部言ってもいいんじゃないぐらいの勢いで今思っています。

余り長くなるとあれなので、以上です。

根本委員 私は最近ですよ。これは小委員会でもまだ話をしてないんですよ。ずっと考えて、ここの地域自治の件は専門部会のほうがもっと掘り下げてほしい。

というのは、何かというと、ここのところ僕は昭和58年に初めて区議会に入ったときに、何で昭和58年のことで覚えているかということ、そのときにこれからの特別出張所のあり方検討会という答申が出たんですね。これが非常にフレッシュだったんです。昭和48年に基本構想が初めて出されたときに、コミュニティという言葉が出て、小学校単位にコミュニティという言葉が出て、それを受けながら、それまでの出張所は行政センターだったんですね、特別出張所。これからは地域のコミュニティの核となっていくんだというのができて、昭和60年のやつは皆さん方に今度コピーしてあれしますけれども、そこで初めてこれからのコミュニティ構想と出ているんです。そこから一貫してずっと出張所が地域のコミュニティの核になっていくということで、行政センターとコミュニティセンターというので、10館の中の地域センター構想ができて、今戸塚で10館目、全部地域センターができるわけです、ホールが。

だから、そうすると昭和58年以前はひょっとしたら出張所と町会ぐらいしかなかったのかもしれない。けれども、それがずっとコミュニティが醸成されてきて、地区単位にずっとつくられてきて、今度は地区協議会、地域センターがつくられて、地域センター管理運営委員会というところになって、それが地区協議会というふうになっていくということになると、10館、10地区協議会を中心にして地域自治をずっとつくってきたということなんだけれども、今こちらのほうの議論で言えば、きょうも議員懇談会が出ただけけれども、10地区、10出張所単位でコミュニティというふうを考えなくてもいいんじゃないか。

例えば、落合で言えば、落二と落一というのは数は多いかもしれないけれども、文化圏としては一緒だ。そうすると、文化圏としては地区協議会ということだっていいじゃないかという意見も含めて、文化、歴史みたいなことを見ながら、もう一步コミュニティなり自治区の発展というようなことを考えなくちゃいけないというふうになっているわけです。

そうすると、今我々がここで専門部会の意見と我々が町会か地区協議会かみたいな議論をしていると、皆さん方が守りに入っちゃうと思う。10地区中心にずっと頑張ってきたんだ、おれたちはというふうに。そうでなくて、今までやってきたやつをもう一本発展させるために、どういふ今の10地区協議会を中心にしてしながら、例えば落合は落合地区協議会連合みたいなことなのかもしれないし、そういうことも含めて文化圏みたいな、あるいは歴史性みたいなことも含めて、魅力ある地域づくりというようなことを専門部会のほうでもっと、専門部会の皆さんこそが一番深められるんじゃないかなというふうに私は思いつつあるんですよ。

だから、どこまで書くかというんじゃなくて、この議論を通じながら住民投票なんかも深まってきましたよね、議論が。だから、同じようにここも深めていかなきゃいけないんじゃないかというテーマだというふうに思うから、どこまで書き込めるかどうかというのは別にして、あとは9月までに上げなくちゃいけないということの頭の上で、可能な限り深めていただきたい、黙っちゃうんじゃないかと思っているんですが。

以上です。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 きょうの議員懇談会の中で、ある議員から、文化という分け方もあるんじゃないか、そういう先ほど根本さんも言っていましたように、そういう中で例えば落一、落二は2つに分かれているけれども、文化としては一緒じゃないか、こういうふうな議員からは話の取っかかりが

あったわけですね。

そういった文化とか歴史とか、そういった分け方と、あとは住民、住んでいるというこの町会、組織でいいんじゃないかというまた議員もいます。それを多分行政は10の出張所単位に融合を図って、根本副座長は育ててくださいと今おっしゃっていました。育てようとしているのが多分今の10の地区協議会がその融合を図りながら、ですからそこにNPOも入ったりしながら、両者をどうやっていったらいいかということをも多分実験的にやっているのが今の地区協議会かなと。

それに対して、私たち小委員会では、そうやって行政が区分けして、行政が進めていっているものをそのままそこをそれでいいのかしらと。地域自治ということは、ちょっと待てよと、その10という単位は戦後22年からですと62年間来たとしても、待てよと、もう一回この単位を考えてみましょうというので、ずっとまた検討してきてたんです。それが大分訳がわからなくなってきているのが今の多分混乱してきたんですよ。一生懸命私たちもどうやったら住民組織としていい単位になるかということを考えてきてまして、今ちょっとそれで議員懇談会で御意見も聞きたいとか、いろいろなことをやってきたんです。

ですから、私根本副座長が今言った育ててくださいというのは、育てようとしているんだろうと思うんですね。それだけでいいのかというところが私たちの中で今意見が起こってきているんじゃないかなと思うんですけれども、どうなんですかね。

根本委員 守りに入るなという意見が出ていましたね。

辻山座長 どうぞ。

あざみ委員 続いていたのを何か断ち切っちゃって、ちょっと区域の問題にこだわっている部分は議会があるんじゃないかとちょっと思われちゃったかもしれないんですけども、区域だけじゃないんですよ。中身ももちろんその役割とか権限とかの話も当然しているんです。それで、区域も話したり、いろいろ、いろいろあって、議論はしているんですけども、話せばわかるように、こういうふうにいる分かれちゃうわけですよ。

だから、そこは区域だけではないというのはわかっていただきたいということと、どこまで権限を持たせるのかとか、どういう役割なのかというところで、まだ議論がまとまってないという状況なので、しかも育てるとか育てないじゃなくて、自治なわけですから、地区協議会がどう発展するのは行政主導でつくられたとはいえ、皆さんが3年間でしたか、4年間でしたっけ、やられているわけですから、そうなりつつある地区協議会をどうするのかというのを皆さんは決めていきたいということなんじゃないかな。そういう意味ではないんですか。

じゃ、また斉藤さんから話をさせていただければ。

斉藤委員 今、いろいろな地区のことをお話しされていてまして、落合も話が出ました。その中で、例えば落一、落二地区があって、町会連合会なんかでは年2回とりあえず交流会を持っている形なんですけれども、ただその交流会を持っている中でも一と二というのは全然違うものなんですね。そこをうまく一つにまとめるという話はちょっと難しいのかなというのもあるし、それと落一、落二の中でも育成会があって、育成会はかなり違います。

ただ、その中でPTAは小学校6校ありますから、6校の懇談会というのはやっているんです。ただ、それを考えると、若い人たちは一生懸命やろうとするんですけども、これは僕は町会代表で来ているんですけども、ちょっと町会の余り悪口じゃないですよ。要するに、町会の欠点というのは、今までつくってきた古い人たちのそこをどうしても尊重しなくちゃいけないというのがありまして、そこで何か新しいものに切りかえるというのがなかなかできなかった。

反対に、地区協は全くさらな人たちが入っている、公募なんかで。そのかわり町会のことを知らない。そこがちょっとギャップがあるんですけども、ただ町会が僕として、僕個人の町会として望んでいるのは、そういう若い人たちが地区協に入ってきて、反対に町会を見てくれるようになってくれるというのをすごく期待しているというのがあります。

ですから、町連じゃできなかったのを地区協の若い考える新しい力というのを欲しいというのが僕の町会、うちの町連という、またうちの町連の会長に怒られちゃうといけないので、僕はそういうふうを考えています。

ただ、今、町会長さんも新宿区の中で僕は下から3番目なんですよ、年の若さは、58ですよ。一番若い人は僕の2つ下、その次が桑原さんですよ。ベストスリーなんです。58でベストスリーというのが変なものなんですけれども、ですからそれだけ町会自体が昔の体制で今ずっとやってきているというところが少しネックになっている。ただ、培ってきたものというのは大事にし

ていかないといけない。文化もあるかもわからないし、あといろいろあるのが氏子関係とか、いろいろそういう神社の問題とかいろいろあるわけですよ。ですから、そういうのがありますから、古い体制もなかなかぬぐい切れないで今まで来ちゃったというのがちょっと反省なのかなというのがあります。

以上です。

辻山座長 どうぞ。

土屋委員 どれだけ区民側がこの地域の基盤というところを重要に思っているかということを知っていただきたいと思います。結局町会も地区協もどうしても行政からつくられた行政の下というか、頭を抑えられているところがあるんですよ。ですから、そうじゃなくてもっと自分たちに権限を与えろというか、力をくれと。自分たちで、地域のことは地域で解決しなさいと言って、地区協をつくったはずなのに、その権限がないから、結局解決ができない。情報ももらえない。そういうところで、区民はここに力を入れていると思うんです。ですから、自治条例でも地域の基盤の組織を理想的な、理念的なものとして書くんじゃなくて、はっきりどういう目的やその意義があって、そういう組織ができるんだというようなことを文章化というか、していかなきゃいけないと思います。地区協に別に区民側はこだわっているわけではなくて、それはもしかしたらもっと新しい組織かもしれないし、そういうところで今話し合っているところです。

ですから、今すぐこの自治条例ができたから、それをつくりなさいというふうにやると、また地区協と同じようなことになるので、こういう組織がつかれるんだよというようなことをうたっておいて、それでそれが必要だと思った地域がそれに合った、自分たちに合ったものをどんどんつくっていけばいいと思っているんですね。それが地区協がとてもうまくいっている地区があったら、それはそれでそれを活用して、そういう組織にしていくということが大事なんじゃないかなと思います。ですから、地区協にも余りこだわらなくてもいいし、10地区というところにもこだわらないで、そういう組織がつかれますよというようなことをうたっていけばいいのかなと思います。

辻山座長 じゃ、行政のほうから。

中澤委員 根本委員のほうから、専門部会のほうでもう少し議論を深めてもらえたらというようなお話がありましたので、こちらのほうで議論を深めてないわけではなくて、結構この部分については内部では意見交換も含めて議論はしているんですね。今、お話をあつたとおりの部分を私どもも議論はしています。

今、区分Eのところでのお話ですけれども、私どもは区分Fの中で地域自治組織の目的及び設置という項目で考え方は出させていただいているんですね。ここの書き方のところでは、自治基本条例の中でこういったところをまず押さえられるかというようなところで言えば、今ちょうど皆さんで議論していただいたようなところを私どもも議論してこういう整理をしているんです。

それは自治基本条例で、今の特別出張所の10の地区でつくりましょうというような縛りを自治基本条例の中でしてしまうと、それは将来的に環境が変わった、地域の様子が変わったときに足かせになってしまうだろう。だから、そういったところまでのことを自治基本条例の中では規定できないだろうと、それは別のところでもう少し柔軟性を持った形で動けるような形ではないといけないだろう。しかし、ただ地域ごとに自治の組織を区民はつくれるというようなところの基本的な考え方のところはまず示さなければいけないと思います。

そういったところをいろいろやりとりした中で、最終的なエッセンスとしては、こういったところが自治基本条例の中で押さえるべき項目だろうということで、そこところは結構議論した中で、こういう抽出をしてきたんですね。ですから、そういったところでは、ぜひここはよく私どもなりの整理の仕方のところをごらんいただいて、専門部会としての考え方のところを酌み取っていただければというふうには思います。

辻山座長 ありがとうございます。

どうですかね。

どうぞ。

山田委員 先ほど佐原委員から、地域自治組織、あるいは地域自治区については、なるべく簡潔

にというふうなお話がありました。

それで、議会の中にはそういう意見というのはあることはあるんですよ。それで、佐原さんが非常に苦労しているということがあります。それで、それに対して主にお二方から基本条例と関連条例の関係について御指摘がありましたけれども、私も基本的なことは基本条例に書くべきだというふうに思っています。

例えば、地域自治組織はその名前のとおり、地域の皆さんが自主的につくるわけだし、今の地区協議会みたいな形で行政主導というのは、今度はそういうことはしちゃだめだというふうに私は思いますけれども、したがって地域の皆さんの自主性に任せるわけですが、ただ地域の単位は地域の人、どうぞ決めてくださいというわけにはなかなかいかないんですよ。

したがって、地域の中に自治区をつくるという、その程度のことは基本条例の中に言う必要があると。幾つにするかというのは、関連条例の中でつくる時に十分議論をすればいいわけですが、地域自治区をつくるんだよということは、基本条例の中にきちんとどうたい込む必要があるし、またその地域自治区の中の住民の皆さんがつくる地域自治組織についても、ごくごく基本的なことは言う必要がある。これはさっきの住民投票条例と同じで、長々と書く必要は全然なくて、1行か2行で済む話だというふうに思いますけれども、基本的なことは基本条例の中に入れて、そしてあとそれについてのさまざまな規定は関連条例に任せると、こういうふうな関係になるのではないかとというふうに思います。

辻山座長 大体考え方は出そろったのかなというふうに思います。あとはそれらの意見のうち、どれとどれに着目をして、重視して基本条例の中に置いていくか。そして、そこから先は個別条例のほうへゆだねようという判断に大体絞られてきたかなという気がしますので、これはこれから繰り返しても多分同じことになるので、恐らく作業チームを経て、そこら辺の合意を形成していただくとということになりましょう。

どうぞ。

野尻委員 いろいろと項目が今まで出ております理念にしる、それから住民参加、それから区民の権利とか、それは即効性といいますか、条例としての中にきちんと取り入れられたときには、即効力がありますけれども、地域自治組織については区民側にとってはないんですね。

と申しますのは、今現在なかなか今ある既存の組織、地区協議会も既存としますと、なかなかそれを打ち壊して、すべての地域の団体といいますか、組織をゼロベースにして、新しい地域自治組織をつくるのかという、そういう乱暴な話というのはないんですね。今現在のことを討論になりますと、全く町会が上だの、地区協議会が上だの、うちのほうは本当にしっかりしているとか、本当に温度差が激し過ぎて、その辺も余り触れない状態ですし、だからこそ将来本当に必要な組織を自分たちの手で区民が作り上げたいと、そのための条例にどのように文言を入れていくかと、その辺で今考えているわけですね。ですから、ほかのちょっと項目と違うんですねと思います。

辻山座長 どうぞ。

佐藤委員 中澤委員のほうから先ほど話が出ましたけれども、一応専門部会のほうでは、そういったものについては、ガイドラインである程度縛りをつけたらどうかという話が出ているんですね。ですから、基本条例の中ではある程度大まかなものをつくっておいて、ガイドラインである程度方向性を示せばいいんじゃないかというふうな話になっていますので、その辺でうまくいくのかなというふうに考えているんですけども。

辻山座長 ちょっとガイドラインというのは、基本条例ではないわけね、別のもの。

佐藤委員 そうですね。この検討連絡会議の中で、条例とは別にぶら下がり条例をつくるに当たってのガイドラインを示したほうがいいんじゃないかということだけは出ているんですね。

あざみ委員 申し送りみたいな感じですかね。

佐藤委員 そうですね。

樋口委員 ここでガイドライン。

佐藤委員 そうですね。この連絡会で話していることをガイドラインにしたらどうかというのが。

辻山座長 厳密に言えば、紳士協定の枠は出ないわけでしょう。議決を縛るわけにはいかないなというのがあって。そういう考え方もありますね。

今、野尻委員がおっしゃったように、地区協議会、基本条例の制定、それから地域自治に関する条例の制定に伴って、直ちに地区協議会の制度を廃止するということをすれば、それなりの不都合というのがきつと生じるんでしょうね。しかし、そこを廃止しなければ自分たちで打ち立てておいでというのも、変な話になって、つくろうと思ったら現にあるやつにぶつかっちゃうとか、しかも一定程度の区域のイメージを持っていなければ、近所で一緒にやりやすい人たちだけで区域を区切って、切り取り合戦になっていって、空白が生じるというようなこともあり得るわけですね。

だから、そこは本当に基本条例事項ではないんだけど、非常に難しいところだなと思えますね。一般には、こういう地区協議会のようなのを持ってなくて、これまで町連なんかでやってきたところは、例えば多いのが学区を単位として自治協議会をつくることができますよと、つくる手順を決めて、できたら申請してくださいと、認証を求めてくださいみたいなやっていると、何年もかかりますね、全地域にできるのね。

それは、僕は自治のテンポだと思っているから、いいんじゃないかと思うんですけども、その間この場合には地区協議会の実績があるので、そこを停止してそういうことができるかどうかという、おっしゃったような工夫は必要かなという気はしていますね。

どうぞ。

加賀美委員 今、新たな地域の自治組織をどういうふうにつくるかというのがいろいろ議論があると思うんですけども、一つには町会自治会という昔からある団体自治組織がありますし、また地区協議会も5年目に入っている中で、それぞれ役割を担ってきているというのが現状だと思うんですね。

ただ、その中でも町会と自治会の関係だけじゃなくて、地域センター管理運営委員会があります。いろいろな団体があって、それらがどういう形で一つの地域自治組織をつくっていくかというのがこれから議論しなきゃいけないと思うんですね。

そのときに、例えば地区協議会が役所が主導でつくってしまったとか、そういうお話も意見も出ていますけれども、その今地区協議会がすべてそのまま維持するという必要はないと思うんですね。今地区協議会の名称も含めて、新たに自治組織としてどういうものがあるのか、その構成とか権限とか、あるいは役割も含めて、将来的には一定の我々の行政のほうからの補助的な、補助事業、補助金の支出というのも含めて考えたときには、好き勝手に作りなさいというわけには私はいかないと思うんですね。地区の地域割りの話もそうですし、役割とか構成員も一定程度の一つのルールみたいなものがあって、そういうものを地域の人たちにつくっていただいて、それで区のほうで認証をするような、そういう形で持っていければいいのかなというのが私自身のイメージを持っています。

辻山座長 今はやっているコミュニティプラットフォームの議論も、プラットフォームは何か審議会が何かで議論して、こういう単位で作りましょうと。多いのは市内を40の単位にしましょうねとかいって、その上にどういう協議会を打ち立てるか。つまりプラットフォームの上にだれが乗ってきて、どんな組織で運営していくかとかということは自由に決めていただくというような、そういう意味では確かに現在の趨勢もプラットフォームの設定はみんな協議した上で、これで決めちゃおうというようなのは結構多いようだなという気はします。多分、現実的にはそうなんだろうなと。

ただ、そういう意味で言えば、新宿区は既に10個でプラットフォームを設定したのじゃないのというのが残るんですね。それを御破算にしてというところまでいけるかどうか。

加賀美委員 私は地区の話で言えば、私の持論とすると、出張所はコミュニティの核ということで、うまく機能してきていると思いますし、地域センターも10カ所つくりたい。そういう中で、それぞれの地区ごとに10カ所の地区ごとにそれぞれの町会、自治会、育成会、また地区協議会もある中で、多分まちの人たちの意識の中では、自分は例えば落一の地区の人間だとか、あるいは四谷地区の人間だとか、若松地区の人間だとか、そういう意識がかなり熟してきているのかなというような私はとらえ方をしているんですね。

そういうときに、いたずらに今の10カ所を壊してがらがらぼんにして3カ所、4カ所にする必要があるのかどうか。今の地区割りで不都合があればまた別ですよ。それをわざわざ壊す必要があるのかどうかというのがちょっと見きわめていく必要があるのかなと。

そのためには、少し時間をかけないといけないと思うんですが、地域自治組織を何カ所つくるとか、役割、権限をどうするかというところは、別の条例にゆだねる。ですから、自治基本条例の中では、この地域自治組織については、例えば区民の方の区政参画、あるいは地域課題の解決のために、そういう組織をつくることができますよというふうにしておいて、役割、権限、構成、設置数については、別途条例で定めますよと、そのようなイメージでつくっていくのが一番いいのかなというふうな、私としてはそういう感覚を持っています。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 大和市の視察の話が出たのですけれども、非常におもしろいというか、なるほどなというふうに思ったのは、住民投票条例については、基本的なことを決めているんですね。したがって、その関連条例をつくるときは、基本的なことはもう決まっているから、あと選管がどうするかと、そういう事務的な話ですから、住民の皆さんの参加も要請しなかった、個別条例をつくるときには、

ただ、一方参加条例、大和市は結構住民参加というのは非常に積極的にやっているのですけれども、参加条例をつくるときには、基本条例の中にほとんど何も基本的なことしか載っていませんから、具体的な参加条例をつくるときには、こういう形で住民の皆さんにも参加してもらおう。いろいろな人にも参加してもらって、侃々諤々議論してつくったというんですね。やはりそういうふうな形になるんだろうなというふうに思うんですね。

住民投票については、ここでは一定の議論をして、基本的なことは基本条例の中に書くと。ただ、この地域自治については、なかなか掛けないと、より具体的なことといたしましうか、基本的なことも含めてかもしれませんが、余り書けないと思うんだ、基本条例の中で現在の。今のいろいろな意見が違いますし、私は別な意見も持っていますけれども、これをこの場で収めんしていくというのは、極めて難しいことだと。方向性は同じだというふうに思うのですけれども、具体的な形で条文化するというのは極めて難しい。したがって、基本的なことだけ書けばいいんじゃないかというふうに思う。

あとそれを受けて、個別条例をつくるときには、議会とか行政だけでつくるんじゃなくて、広く住民の皆様にも参加をしてもらって、こういう形で議論をして煮詰めていくと。時間がかかるか、かからないか、わかりませんが、かかったらかかったでしようがないし、それはそれでいいんじゃないかというふうに思うんです。

だから、自治基本条例と関連条例の関係でいくと、住民投票条例とは若干違う性格を持たざるを得ないというふうに思います。余り時間の関係もありますから、ここで議論して煮詰めようという、そういうことはとりあえず自治組織の中では必要ないんじゃないかと。

辻山座長 どうぞ。

高野委員 話がまた戻りますが、区民サイドは先ほど既存の諸団体があります。これはゼロベースにすることはできないので、だからそれが全体のさっき座長が言われたように、プラットフォームというか、そこにみんなが集まってきて、そこに今全然権限のない特出の人たちが入ってきて、そこで地域を一つやって、そこに地域に根づいているというか、失礼な言い方しちゃったけれども、議会の議員さんがいますよね。そうすると、そこもそこで一緒にやっていくという形でのプラットフォームであれば、その本当の意味の地域課題というのは解決ですよ。

先ほど補助金だとくりがあるんで、補助金以外ですと交付金とか、そういう形にしてもらって、それでその中でお互いがやればいいと。その中は全く諸団体とは別の自治組織という形で考えていこうということで、実は区民検討会議はそういう討議を今しているんですよ。

じゃないと、今みたいな形で地区がどうのこうのとかが、とりあえずは今そういう形のスタンダードをつくれれば、とりあえず今すぐでも動かせる。あるいはそういう機能を持った自治組織というのができるというふうに頑張ると。

ただし、これが制定されたら翌年できるとか、すぐできるとかというのは求めないでしょう、だって自治なんだものね。これは自治をどうやってみんなで勝ち取るかということで、勝ち取るという言い方は失礼、みんなで醸成していくかということだから、それは、だから行政も一緒になって、こうやってやっていけば、その交付金に対しての監査だとか、そういうのはどういう形

をやるかというところも話し合いができるんじゃないかと。だから、ちょっと先ほど加賀美さんとお話があったのとちょっと違うんですけども、そういう流れで一つスタンダードを考えていくというやり方をしていったらいいんじゃないかなと思っています。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 またちょっと話が変わるかわからないですけども、私たち6名は大和市に勉強しに行き、そしてそこではこういった10の地区協議会のようなものがあるかどうかということを一生涯懸命聞いたんですけども、ないんですね。

それで、164の町会でしたっけ、町会、自治会が164、そして22万人の市民の方で、そして20のコミュニティの場を市は用意していて、そこでみんながいろいろ集まって、そして町会単位に集まるとか関係なく、集まっているらしいんです。その市民参加条例というのがあって、それに基づいて、市民参加条例をつくるに当たって、またみんな30人ぐらいが公募してきた人たちでわいわいといっただけをつくったんだという話を伺って、なかなか理解を私も山田委員もそういうふうな地域自治の組織があるのかどうかということを一生涯考えたのに、結局はないんだねということになって、だから新宿区が困難なのは、先にできて、既にその順番が少し違う。先にでき上がっているものをどうそれをこの包含しながら、そののところをその数もクリアしながらやっていくという現状を否定しないでやっていくと、その理想とする先ほど野尻委員がおっしゃっていたそういう形に持っていくというのは、ですから大和市以上に、ないところ以上に困難な難しいものがあるんだなということを感じたんです、この視察に行ってきた。

根本委員、そんな感じですよ。私はそういうふう感じまして、ちょっと先にでき上がっているというところを少し感じたところです。

辻山座長 どうぞ。

野尻委員 この高野委員のお話のもっともだというか、なるほどと思いました。

今、新しい自治組織を考えたときに、区民検討会議のほうで考えていますけれども、現存する地区協議会の目的と同じなんですよ、目的を考えますと。地域の課題を解決する場、区政参画の場、議会、行政に意見を言える場とか、それからコミュニティの活性化とか、同じなんです。

そうしますと、結局将来にわたって自分たちが何かそういう一つその時代に即した地域自治組織をつくらうとするならば、25回のとときの条例に盛り込むべき事項の三者案比較表の行政から出ているこの条文、区民は自主的に地域の課題解決を図るため、別に定める区域区分ごとに地域自治組織をみずから設置することができる。2、区は地域自治を推進するため、必要な措置を講じるよう努めなければならないとあります。

この地域の課題解決だけではなくて、いろいろ目的はありますけれども、区民が自主的に目的を実現するために、地域自治組織を設置できるということが条文として載れば、出せば、いつでもそういうものができるということが保障されるので、そのくらいで私はいいかなと思うんですね。あとは行政のほうの今読み上げましたような必要な措置を講じてくだされば、その部分を載せれば両面からでき上がるかなと思いますので、余りいろいろ取り入れて書きますと、今あるものに対しての何か難しいんですね。

以上です。

辻山座長 というようなこと、というようにと締めたいかどうかわかりませんが、少なくとも作業チームにおいては、きょうの記録なども十分読み返していただいて、どこに落とすんだというようなことを議論しなければならないだろうというふうに思っておりますので、きょうはこのくらいにしましょう。

どうぞ。

井上委員 きょうの議論の中で、条例と関連条例についてのお話がきょうもたびたび出ていたので、それについてひとつお話ししておきたいなと思ったことがあるんですけども、区民検討会議では一つ一つのことについて、それについて本当に議論が必要なものなのか、自治基本条例にそれは載せるべきことなのか、どこまで書くことなのかといったことについて、本当に一つ一つ丁寧に議論していて、例えばきょうの6分の1ということについても、それはそうであって、ですから区民検討会議案としてここに提示させていただいているものは、すべて区民検討会議が自治基本条例に載せるべきだと判断しているものです。

なので、ぜひこれは区民検討会議が自治基本条例に書くべきだと考えていることなんだということの一つ一つについて重く受けとめていただきたいなと考えています。
よろしくをお願いします。

辻山座長 ということでございますので、今の御発言を重く受けとめていただいて、これからもやっていきたいと思っております。

それでは、その他になりますけれども、何か皆さんありましたら、今、井上さんからいただきましたが、そのほかありますか。

なければ、事務局からの連絡事項。

事務局 本日、それぞれ骨子案の検討作業チームのメンバーが決まりましたので、少しこの後6人の委員の方がお集まりいただいて、少し日程調整をしていただいて、また日程が決まりましたら、本日議会事務局のほうにその会場の確保もあわせてしていただくような形で考えております。

そして、今、区民検討会議のほうがちょうど4月から9月までの会議の日程の調整を行っております。したがって、その日程が3月1日の区民検討会議で全体会で承認されましたら、3月4日のこの検討連絡会議も次年度4月以降の日程を調整していきたいというふうに思っております。そして、区民検討会議のほうでは、今ちょうど区分Fの地域の基盤について、全体討議を行っておりますので、3月4日の時点での区民検討会議が地域の基盤でまとまったところについて、次回の検討連絡会議では報告させていただいて、引き続きその地域の基盤についてもう少し次回は議論していきたいというふうに思っております。

事務局からは以上です。

辻山座長 区民検討会議から出てくるんだけれども、次回それでほかの大きなくくりで、検討可能になっている状態のところというのは、まだないんだろうか。例えば、執行機関の役割とか責務、じゃ、そういうスケジュールでやることにいたしましょう。

ほか、今のでいいですか、御苦労様ですけども、それだったらもっと早く上がればよかったね。

ほかなければ、きょうのまとめをお願いします。

事務局 本日のまとめにつきましては、まず議題の1番の各作業内容の確認とその問題につきましては、一応皆様から説明したとおりで御了承いただいたということと、あと2番目の区分Eの住民参加の仕組みにつきましては、いろいろ御議論がございまして、まとめるのはちょっと今なかなか難しいんですが、住民投票につきましては、常設型でというような方向性で大枠はできたのかなということと、あと、住民投票の地域自治につきましては、基本的なことは条例で書き込むか、その後の詳細につきましてはどうするかということは、引き続き議論が必要なのかなということで、いろいろ御意見が出ていましたということですね。ちょっとなかなかまとまりにはなっていないんですが、一応そういうような形かなと思います。

辻山座長 いろいろ御意見が出てましたというのが正直なところでしょうね。正確だと思います。

それでは、よろしいでしょうか。次回は3月4日でいいですね。

それでは、きょうはこれで閉会といたします。

御苦労様でした。

散会 午後 8時46分